

監 査 第 228 号
平成 25 年 9 月 12 日

埼玉県知事 上 田 清 司 様

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 松 沢 邦 翁

埼玉県監査委員 梅 澤 佳 一

平成 24 年度決算に基づく健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 9 号）第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定に基づき審査に付された平成 24 年度決算に基づく健全化判断比率等について審査したので、その結果について意見書を提出します。

平成24年度 健全化判断比率審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に定める、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した。

2 審査の期間

平成25年8月7日から平成25年9月12日まで

3 審査の方法

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか等について審査した。

第2 審査の結果及び意見

1 審査結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

【参考】

健全化判断比率	平成24年度	平成23年度	平成22年度	早期健全化基準
実質赤字比率	-	-	-	3.75%未満
連結実質赤字比率	-	-	-	8.75%未満
実質公債費比率	13.1%	13.7%	13.3%	25%未満
将来負担比率	222.6%	228.7%	229.5%	400%未満

(1) 実質赤字比率について

平成 2 4 年度の実質赤字比率については、赤字は生じていないので、「 - 」で表示した。

(2) 連結実質赤字比率について

平成 2 4 年度の連結実質赤字比率は、赤字は生じていないので、「 - 」で表示した。

(3) 実質公債費比率について

平成 2 4 年度の実質公債費比率は 1 3 . 1 % となっており、早期健全化基準の 2 5 % と比較すると、これを下回った。

(4) 将来負担比率について

平成 2 3 年度の将来負担比率は 2 2 2 . 6 % となっており、早期健全化基準の 4 0 0 % と比較すると、これを下回った。

2 審査意見

いずれの比率も早期健全化基準を下回っており、実質公債費比率、将来負担比率は昨年度と比較すると減少している。引き続き、健全な財政運営に努められたい。

平成24年度 資金不足比率審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に定める資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した。

2 審査の期間

平成25年8月7日から平成25年9月12日まで

3 審査の方法

資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか等について審査した。

第2 審査の結果及び意見

1 審査結果

(1) 埼玉県病院事業会計

審査に付された下記、資金不足比率及びその基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

【参考】

比率名	平成24年度	平成23年度	平成22年度	経営健全化基準
資金不足比率	-	-	-	20%未満

(2) 埼玉県工業用水道事業会計

審査に付された下記、資金不足比率及びその基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

【参考】

比率名	平成24年度	平成23年度	平成22年度	経営健全化基準
資金不足比率	-	-	-	20%未満

(3) 埼玉県水道用水供給事業会計

審査に付された下記、資金不足比率及びその基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

【参考】

比率名	平成24年度
資金不足比率	-

平成23年度	平成22年度	経営健全化基準
-	-	20%未満

(4) 埼玉県地域整備事業会計

審査に付された下記、資金不足比率及びその基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

【参考】

比率名	平成24年度
資金不足比率	-

平成23年度	平成22年度	経営健全化基準
-	-	20%未満

(5) 埼玉県流域下水道事業会計

審査に付された下記、資金不足比率及びその基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

【参考】

比率名	平成24年度
資金不足比率	-

平成23年度	平成22年度	経営健全化基準
-	-	20%未満

2 審査意見

いずれの会計についても資金余剰となっているが、今後も資金不足が生じないよう、健全経営に努められたい。